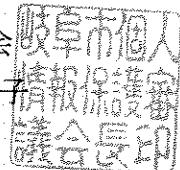


答申第233号
平成30年8月20日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会

会長 池田紀子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年8月14日付け岐阜市子支第388号で諮問がありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

（1）事案の概要

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課（以下「県子ども家庭課」という。）が、県内の母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯（以下「ひとり親家庭」という。）に対する福祉施策を推進するため、第4期岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、計画の基礎資料となる「平成30年度岐阜県ひとり親家庭実態調査（アンケート調査）」（以下「調査」という。）を実施する。

この調査の実施に当たり、岐阜県から岐阜市に対し、ひとり親家庭（寡婦世帯を除く。）の調査票を郵送する調査対象者の抽出について依頼があつたため、岐阜市子ども未来部子ども支援課が保有する児童扶養手当受給対象者の情報を県子ども家庭課に提供するものである。

（2）提供する保有個人情報

調査対象者である児童扶養手当受給対象者の氏名、住所及び郵便番号

2 意見

適当なものと認める。